

病院からのお知らせ

2024年4月15日

2024年6月1日から診療報酬が改定になります。
今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。

厚生労働省からの指示により、糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様には生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定し、療養計画書を基に指導することが必須となりました。

定期受診時に、療養計画書について説明・同意等を取らせていただきます。
窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。
皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

生活習慣病管理料(Ⅱ)の算定に関するお知らせ

- 対象：「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を主病で通院の患者様
(但し、在宅自己注射指導管理料等を算定している方は除く)
- 開始時期：2024年6月1日
- 療養計画書の発行頻度：1～3ヶ月に1回
- 窓口負担特定疾患療養管理料 147点 ⇒ 生活習慣病管理料(Ⅱ)333点へ変更
(3割負担の方で500円程度の追加)



- ・予約を取ったうえで来院していただくと、待ち時間が少なくすみますので、予約を取ることをお勧めします！
- ・今後、療養計画を作成することで、より一人一人に寄り添った疾病の管理・治療に励みます！

お問い合わせ先：古川民主病院 診療サービス課